

第 2 節 普通旅客運賃

(大人片道普通旅客運賃)

第 64 条 鉄道線の大人片道普通旅客運賃は、別表第 4 号に定めるとおりとする。

但し、次の各号の場合は、それぞれの額を加算した額とする。

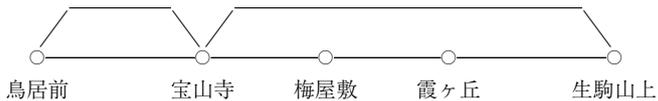
- (1) 吉野線、湯の山線及び志摩線の各路線の区間を乗車する場合及び当該路線と他の路線とにまたがって乗車する場合は、当該路線内の乗車キロ数（当該路線を 2 以上乗車する場合は、その路線は連続しているものとみなして乗車キロ数を通算する。）に応じ、別表第 4 号イに定める額
- (2) 伊勢市・宇治山田間を通過して、鳥羽線にまたがって乗車する場合は鳥羽線内の乗車キロ数に応じ、別表第 4 号ロに定める額
- (3) けいはんな線内の区間を乗車する場合及びけいはんな線と他の路線にまたがって乗車する場合は、けいはんな線内の乗車キロ数に応じ、別表第 4 号ハに定める額

2 鋼索線

(1) 生駒鋼索線

イ. 1 区290円、2 区370円とする。（別表第 5 号イ）

ロ. 区に分界は次のとおりとする。



(2) 西信貴鋼索線

560円とする。（別表第 5 号ロ）

(往復乗車の場合の普通旅客運賃)

第 65 条 往復乗車する場合の普通旅客運賃は、片道普通旅客運賃を2倍した額とする。

(学生割引)

第 66 条 第28条の規定により学生又は生徒に対して割引普通乗車券を発売する場合は、大人普通旅客運賃の2割を割引する。

(被救護者割引)

第 67 条 第30条の規定により被救護者又はその付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、普通旅客運賃の5割を割引する。

(乗継割引普通旅客運賃)

第 68 条 第32条の規定により乗継割引普通乗車券を発売する場合の乗継割引普通旅客運賃は、次のとおりとする。

(1) 大人

大人普通旅客運賃から10円を差し引いた額

(2) 小児

小児普通旅客運賃から5円を差し引いた額

(臨時特殊割引)

第 69 条 第33条の規定により割引普通乗車券を発売する場合の普通旅客運賃の割引率は、そのつど定める。